

福島県版

ヤングケアラー支援事例集



令和8年3月

目次

はじめに

- 1 事例集作成の目的.....1
- 2 事例集の使い方.....1

第1章

- 1 ヤングケアラーとは.....2
- 2 ヤングケアラーの相談・支援体制.....2
- 3 ヤングケアラーをよりよく理解するポイント.....3
- 4 関係機関、多職種が連携して行う支援のありかた・姿勢.....4
- 5 ヤングケアラー支援の全体像.....5

第2章

- 事例1 日本語が話せない母親と二人暮らしとなった小学生.....8
- 事例2 精神疾患のある母親と弟妹の世話をする中学生.....10
- 事例3 重度障がいのある妹の世話をする高校生.....12
- 事例4 親の代わりに弟妹の世話をする中学生.....14
- 事例5 ひとり親世帯で認知症の祖父の介護をする高校生.....16
- ◇ヤングケアラー 各年代の特性と関わりのありかた.....18

資料編

- 引用・参考資料等.....19

はじめに

ヤングケアラーに関する問題は、家族が抱える様々な課題が複合的に絡み合っている場合が多く、ヤングケアラーのおかれている状況やその認識も多様です。そのため、個別の状況に応じた支援をしていくことが求められます。

福島県では令和5年度に「福島県ヤングケアラー支援マニュアル」を作成し、本県におけるヤングケアラーの支援体制の整備の方向性を示しました。令和6年4月からは、各自治体においてこども家庭センターの設置が努力義務とされ、母子保健から児童福祉までを一体的に担う相談支援体制の構築が進められています。また、要保護児童対策地域協議会を中心とした支援体制の整備も進められています。

本事例集は、こども家庭センターおよび要保護児童対策地域協議会の機能を中心に、生活保護、障がい福祉、高齢者福祉、教育などさまざまな関係機関や多職種が連携し支援を行うことで、ヤングケアラーの負担を少しでも軽減できる体制づくりの一助となることを目的としています。

最後に、本事例集の作成にあたりご協力いただきました福島県ヤングケアラー専門家会議の委員の皆様、各市町村ならびに関係機関の皆様に心より感謝申し上げます。

1 事例集作成の目的

本事例集は、こどもの状況を把握する可能性のある立場にある支援者が、こどもが抱える困難に気づき、見守りながら具体的な支援を連携して行う際に活用いただくことを目的として作成しました。事例については、こどもの支援を主として担う市町村のこども家庭センターおよび要保護児童対策地域協議会の担当部署（以下「こども担当部署」という。）に御協力いただき作成しています。こども担当部署が中核となって支援を行った事例を中心として掲載していますが、こどもの支援に関係する各機関が、それぞれの立場から支援の流れや役割を確認して、今後の支援に生かしていただければ幸いです。

2 事例集の使い方

本事例集は、本県の市町村で行った実際の支援内容をもとに仮想事例を作成したものです。この仮想事例は令和5年度に本県が作成した「福島県ヤングケアラー支援マニュアル」の第3章「ヤングケアラーの支援」における各プロセスの基本的事項を踏まえ、「気づく」「つなぐ」「支援する」「見守る」の視点で支援者の役割や連携について整理しています。

また、支援者がケースに関わった際の気持ちや、専門家からの関わり方のポイントやアドバイスを記載していますので参考としてください。

第1章

ヤングケアラーの支援について

1 ヤングケアラーとは

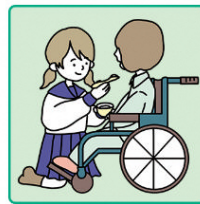
子ども・若者育成支援推進法（以下「法」という。）の基本理念を定めた法第2条第7号において、その子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行う「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者」として、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と明記されました。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出典：こども家庭庁作成

2 ヤングケアラーの相談・支援体制

令和6年6月の法の改正により、関係機関等が各種支援に努めるべき対象として位置づけられました。市町村の役割としては、以下のとおりです。

※令和6年6月12日付こ支虐第265号 こども家庭庁支援局長通知「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の一部施行について（ヤングケアラー関係）抜粋

- ・ ヤングケアラーの早期把握（個人が把握できる方法による実態調査）
- ・ ヤングケアラーの支援につなぐための、教育、高齢者福祉、障害福祉、介護、医療の多機関、多職種との連携による支援体制の確立
- ・ サポートプランの作成と実施
- ・ ヤングケアラー支援に必要なサービスの創出、活用

3 ヤングケアラーをよりよく理解するポイント

ヤングケアラーを支援するにあたり、ヤングケアラーのことをよく理解して関わるのが重要です。「福島県ヤングケアラー支援マニュアル」の第3章 ヤングケアラー支援のプロセスにおける基本的事項 1 気づく ②本人・家族の意思確認、プライバシーへの配慮にも記載（マニュアルP12）がありますが、ヤングケアラーのケアに関する認識は多様であるため、以下の点を理解した上で関わる必要があります。

- ヤングケアラーは、成長や発達の中でケアを担うため、年齢に合わない過度な負担を子ども時代に負った場合、その後の人生にまで影響を受けることがある。
- 子どもは自分の家庭しか知らずに育つことが多く、客観的な視点も持ちにくいことから、自分の担う家庭内役割が他と異なることに気づきにくく、現在の状況が当たり前だと感じていることが少なくない。
- 本人や家族に自覚がない状態では、自分からサポートを求めることも難しい。
- 家庭のことを知られたくないと思っていることも多い。 家族に病気や障害を抱えた人がいることを恥ずかしいと捉えている場合や口止めされている場合もあり、家庭のことは隠すべきものと思っていることもある。
- 本人としてはケアをしたくないわけではなく、負担になっていても大切な家族のために自分からケアをしたいという想いがあることも少なくない。 ケアすることを否定されると自分がしてきたことを否定されたように思ってしまうこともある。
- ケアをしている状況について可哀想と憐れまれることを嫌がる場合もある。家族をケアすることで優しくなる、責任感が芽生える等の良い側面もあり、単純に悪いことだと思われたくない。
- ケアを受けている家族を悪く言われたくないと感じている場合も多く、ヤングケアラーの役割を子どもに担わせているという理由で家族が責められることで本人も傷つく可能性がある。
- 信頼できる大人はいないと思っていることもある。大人に助けられた経験が少なく、人に頼ろう、相談しようという発想がない場合もある。
- 家族が時間的、精神的に余裕がないことも多く、本人は話を聞いてもらう機会が少ない場合もある。
- 大人の役割を担うことで他の子どもと話が合わないことや大人びていたりすることがあり、また、現実的に遊ぶ時間がないこともあって、孤独を感じやすい。

出典：多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル* 抜粋

※令和3年度 こども子育て支援推進調査研究事業「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」

4 関係機関、多職種が連携して行う支援のありかた・姿勢

ヤングケアラーの存在に気づき、支援が必要な対象とした場合には、どのような体制で支援を行うのかを決定する必要があります。ヤングケアラーの課題は、家族が抱える複合的な問題に起因することが多く、支援にあたっては家族の状況に応じた既存の支援を組み合わせる必要があるため、多機関、多職種の連携が重要となります。

ヤングケアラー支援における連携のあり方については「福島県ヤングケアラー支援マニュアル」2 つなぐ ⑥多機関連携の必要性の判断～⑧責任を持つ機関・部署の明確化を参照してください(マニュアルP15)。

また、連携して支援を行う際の姿勢や支援のありかたについては、以下の内容を参考にしてください。

【連携支援十か条】

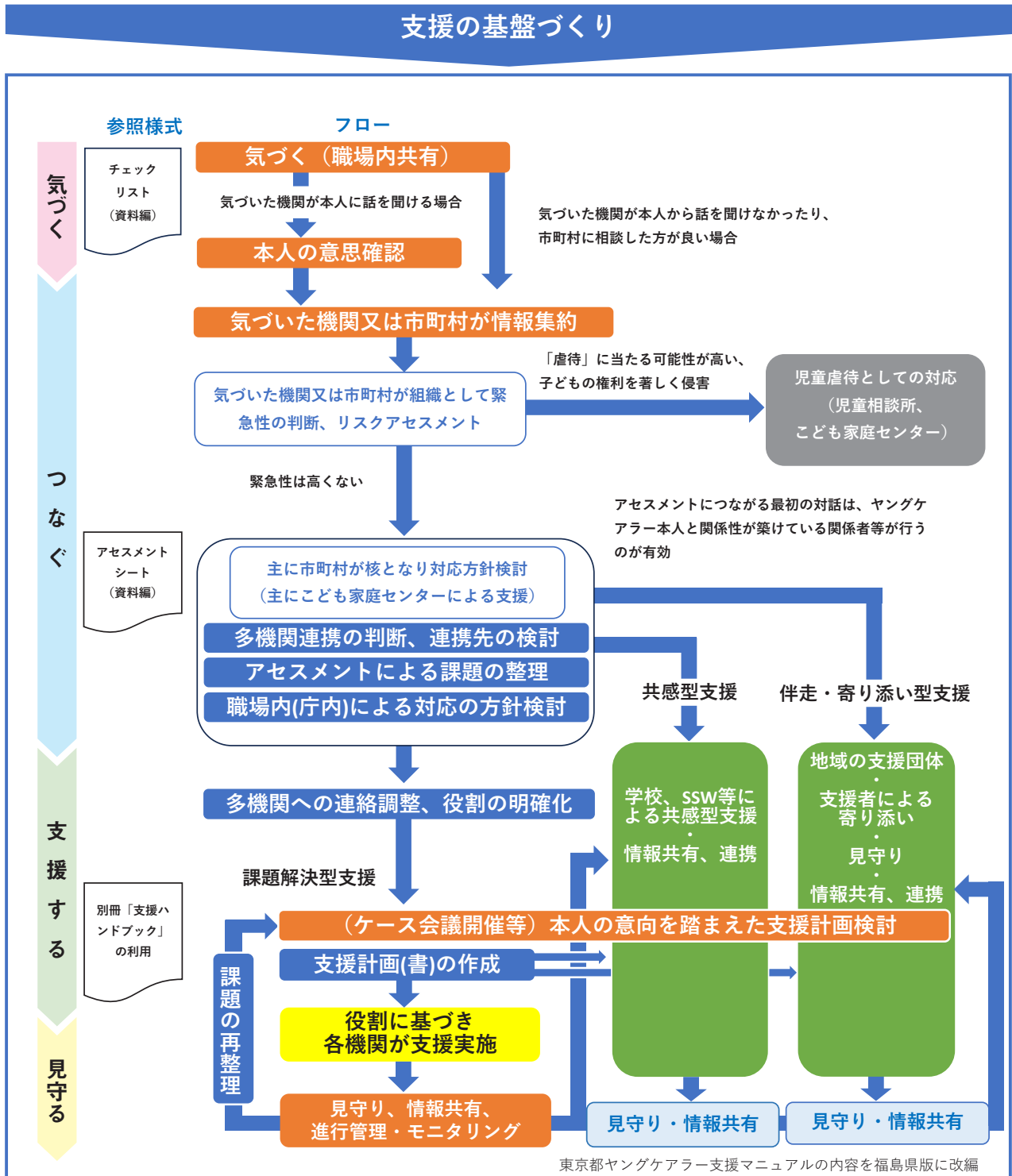
- 一 ヤングケアラーが生じる背景を理解し、家族を責めることなく、家族全体が支援を必要としていることを各機関が理解すること
- 二 緊急の場合を除いて、ヤングケアラー本人抜きで性急に家庭に支援を入れようとすることはせず、本人の意思を尊重して支援を進めることが重要であることを各機関が理解すること
- 三 ヤングケアラー本人や家族の想いを第一に考え、本人や家族が希望する支援は何か、利用しやすい支援は何かを、各機関が協力して検討すること
- 四 支援開始から切れ目なく、また、ヤングケアラー本人や家族の負担になるような状況確認が重複することもなく、支援が包括的に行われることを目指すこと
- 五 支援を主体的に進める者（機関）は誰か、押しつけ合いをせずに明らかにすること
- 六 支援を進める者（機関）も連携体制において協力する者（機関）も、すべての者（機関）が問題を自分事として捉えること
- 七 各機関や職種は、それぞれの役割、専門性、視点が異なることを理解し、共通した目標に向かって協力し合うこと
- 八 既存の制度やサービスで対応できない場合においても、インフォーマルな手段を含め、あらゆる方法を模索するとともに、必要な支援や体制の構築に向けて協力すること
- 九 ヤングケアラー本人や家族が支援を望まない場合でも、意思決定のためのサポートを忘れずに本人や家族を気にかけて、寄り添うことが重要であることを各機関が理解すること
- 十 円滑に効果的に連携した支援を行う事ができるよう、日頃から顔の見える関係作りを意識すること

出典：多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル* 抜粋

※令和3年度 こども子育て支援推進調査研究事業「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」

5 ヤングケアラー支援の全体像

福島県ヤングケアラー支援マニュアルでは支援の進め方を以下のようなフローとしてまとめました。



出典：福島県ヤングケアラー支援マニュアル P10

第3章 ヤングケアラー支援の各プロセスにおける基本的事項抜粋

第2章

◇ 事例紹介 ◇





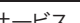
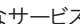
- 事例1 日本語が話せない母親と二人暮らしとなった小学生
- 事例2 精神疾患のある母親と弟妹の世話をする中学生
- 事例3 重度障がいのある妹の世話をする高校生
- 事例4 親の代わりに弟妹の世話をする中学生
- 事例5 ひとり親世帯で認知症の祖父の介護をする高校生

○ここで紹介する事例は、県内市町村で行った実際の支援内容をもとに市町村の許可を得て作成した仮想事例です。

○ヤングケアラーの相談窓口、調整役としての役割を担う市町村担当の動き、関係機関、多職種の担った役割を紹介していますので参考にしてください。

○支援内容は、地域、関係者の知恵や協力により、各種制度に加えインフォーマルなサービスも行われていますので参考にしてください。

エコマップの見方

性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="radio"/> 女性
ヤングケアラー本人(児)	<input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input checked="" type="radio"/> 女性
死亡者	<input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input checked="" type="radio"/> 女性
離婚	—
同居家族	黒囲み 
主担当	青マーカー 
支援機関	青囲み 
サービス内容	緑囲み 
サービス提供時期	緑矢印  既存サービス 赤矢印  新たなサービス

【福島県ヤングケアラー専門家会議委員（以下「専門家会議委員」という。）】

福島県ではヤングケアラー支援のありかたを検討するため、令和4年8月に関係機関で組織する福島県ヤングケアラー専門家会議（以下「専門家会議」という。）を設置しており、事例集の作成にあたり各専門家会議委員から助言をいただいています。

文中の省略した用語

- ・ 要対協：要保護児童対策地域協議会
- ・ ケース会議：要対協の個別ケース検討会議
- ・ SSW：スクールソーシャルワーカー

【事例1】 日本語が話せない母親と二人暮らしとなった小学生

概要

母親は外国人で、片言の日本語しか話せない状況でしたが、父親が急逝したことで母親の通訳や対外的な対応をほとんどAさんがせざるを得ない状況になりました。そこで民生委員をはじめとした地域のつながりの中でAさんの負担を減らし、母子が安心して生活していけるようになったケースです。

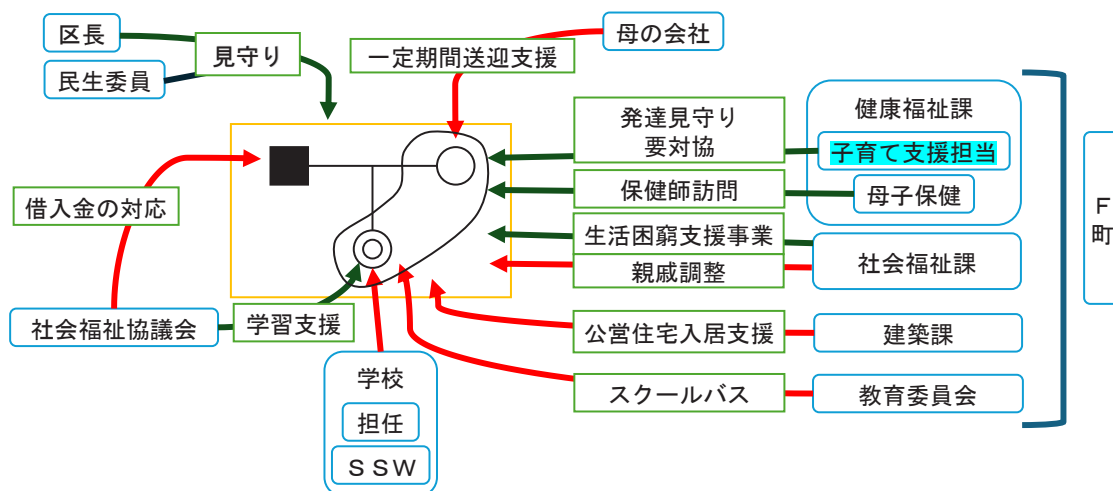
【家族構成】

◎Aさん：小5（女）

主に母の通訳。学校や地域の用事に対応。

○母：40歳代

外国人、日本語片言。縫製会社勤務。



ここに注目

父親が急逝したことで、大きく生活が変化し、誰に頼ればいいのかわからない状況の中、F町子育て担当が中心となり正確な情報を収集し、優先順位をどこに置くかを的確に判断し、庁内関係課、地域の関係者に働きかけを行った点です。

気づく

民生委員や役場の子育て支援担当者は父親の生前から母親が外国人であることや、父親の病気のことを知っており、生活困窮、劣悪な家庭環境のためAさんを要支援児童として要対協に登録し、保健師の訪問等により地域で見守っていました。

父親の病状が悪化して亡くなったことをきっかけに、母親の通訳や、町内会、学校の用事を伝えるなどの面倒を見ることとなるAさんをヤングケアラーとして支援することとしました。

つなぐ

父親の死を把握した直後、学校、民生委員が役場の子育て支援担当へ連絡しました。

子育て支援担当は、Aさん宅をすぐに訪問し、世帯のニーズを確認したうえで、母親の理解を得て連携が必要な庁内各課の課長、係長らに個別に説明し、各々必要な支援の検討をしてもらいました。

また、母親が就労している会社にも事情を説明し、会社から遠くに転居してからも仕事を継続したい母親の気持ちを伝えました。

支援する

【生活の安定】

まず母子の生活の安定を一義的に考え、目の前の案件から解決していききました。

- ・父親の借金返済、相続手続き：社会福祉担当者が弁護士などの相談先を母親にアドバイスしました。
- ・公営住宅入居：この世帯は持ち家に住んでいましたが、今後の母子の生活を考え、低家賃で生活に便利な場所への移動を社会福祉課、建築住宅課が支援し、父親の死亡から1ヶ月で転居ができました。
- ・母親の就業先の継続確保：住宅が変わっても就労継続できるように会社側が慣れるまで一定期間送迎支援をして、電車通勤に移行できました。

【Aさんの負担軽減と関係者の協力】

- ・学校からの通知：担当教員が英語に翻訳して配布し、母親からの連絡事項も英語での記載を可能としたことで、学校側にも母親の意向が伝わるようになりました。
- ・母親との連絡窓口：子育て支援担当に統一して、スマートフォンの翻訳機能を役場のどこの課でも使えるようにしたことで意思の疎通が図りやすくなりました。

見守る

Aさんの家庭での負担は軽減し、中学校ではスポーツ部に入部し、学習にも熱心に取り組み、いきいきと生活しています。

学校帰りには友人らとともに役場が開放するスペースを勉強場所として利用することがあるので、生活の様子がよく見えています。学校、地域での見守りも引き続き行われています。

F 町健康福祉課 子育て支援担当の立場から



- 当町では、発達課題があるこどもについては発達支援ケースとして就学までフォローするしくみがあります。家庭的な背景や変化があった場合に地域の見守りができるよう民生委員や区長などの協力を得て見守る基盤があるのが特徴です。
- 今回のようなケースでは、事が起こってから関係者を招集しても到底間に合わず、円滑な支援にはつながらなかったと思います。
まず、生活基盤を整えることを優先に、関係各課に効果的に動いてもらうために、子育て支援担当に窓口を一本化したことが、当事者にも関係者にも負担をかけずに調整できた点で非常に有効だったと感じています。当初はほぼ毎日のように訪問してニーズの把握に努めましたが、子育て支援担当内でも、特定の個人に負担が集中しないように業務を分担し、互いに助け合いながら進めたことがきめ細かなサービスの提供につながったと考えています。
- 要対協の会議（ケース会議）の開催は2ヶ月後と遅れましたが、生活の基盤づくりが急がれたため、子育て支援担当が関係各課との支援調整を行ったことが良い結果につながったと思いました。

専門家会議委員から一言アドバイス



- このケースの場合、英語を用いたやりとりで意思の疎通がうまくいったケースです。今や日本は様々な国からの在日外国人に対応する必要があるため、言語だけでなく、文化的な背景もよく知った上での対応が求められます。
県内では福島県国際交流協会（FIA）や各市町村にも多文化共生関連の情報提供や相談の窓口があるので活用されるとよいと思います。

【事例2】 精神疾患のある母親と弟妹の世話をする中学生

概要

Bさんは母親と弟、妹4人家族の母子世帯です。母親は精神疾患があり、就労や家事ができません。そのため、中学生のBさんが母親の見守りや弟妹の世話をし不登校となっていました。Bさんは将来の夢があり、市の担当課が要対協を中心に関係者と情報、方針を共有し、Bさんの負担軽減、進路希望が叶ったケースです。

【家族構成】

◎Bさん：中1（女）

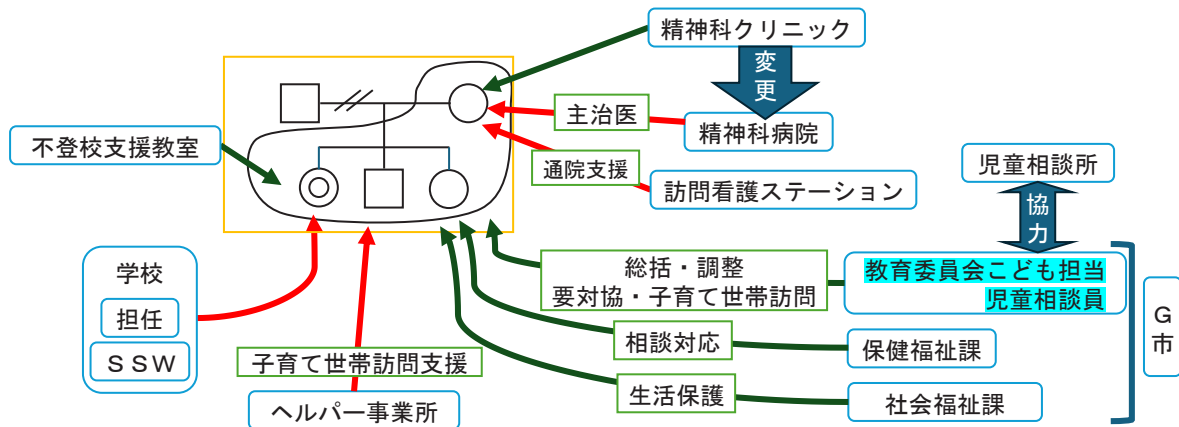
家事全般、弟妹の世話。
母の受診同行、見守りに対応。
将来は美容師になりたい。

○母：40歳代

無職、精神疾患あり。
自殺を図るなど精神不安定。
他者への警戒心強い。

○弟妹（2人）

小学生。



ここに注目

Bさんは、精神疾患のある母親の病状（自殺企図もあり）によって母親が心配で不登校となってしまいます。精神疾患の親と暮らすヤングケアラーが気づかれにくい中、市の児童相談員が中心となって母親に関わることで信頼関係を築き、関係者が関わりやすくなったケースです。

気づく

母親は本児出産後から産後うつがあり、保健師とつながっていました。また、就労できないため生活保護ケースワーカーの関わりもあります。Bさんは、小学校時から不登校気味ではありませんでしたが、中学入学後まもなく母親の自殺企図があり、それがきっかけで不登校となりました。

そのため生活保護ケースワーカー、保健師らから教育委員会事務局のこども担当に相談がありヤングケアラーとしての支援が始まりました。

つなぐ

教育委員会こども担当は要対協の要支援児童ケースとして登録し、ケース会議を開催して市の社会福祉担当、保健福祉担当保健師、児童相談所、学校、医療機関（精神科）で情報共有し、対応を検討しました。

支援する

Bさんが自分の時間を確保できる場として、市が運営する不登校児支援教室につなぎ、通うことができるようになりました。中学校の担任らも当該教室を訪れ、Bさんに学校の状況や連絡事項を伝えました。

母親の病状を安定させるため訪問看護サービスを活用し、母親の相談や通院支援を行うことでBさんの負担を軽減しました。

子育て世帯訪問支援事業によるヘルパー派遣サービスを提供し、家事の軽減につなげました。

市の児童相談員が定期訪問し、母親の育児や生活上の相談、支援を行いました。

Bさんの夢を叶えるため、生活保護を受けながら進学が実現できるよう、生活保護担当者の協力を得て準備を進めました。母親の理解も得られ、実現に向けて一歩近づきました。

見守る

母親は基本的にこども達を大切に思っているため、信頼関係ができた関係者の助言には耳を傾け、受け入れられたことがBさんの負担軽減につながっているようです。

母親は信頼関係を築くことができない相手に対しては依然拒否的な態度を示すことが多く、訪問看護などの支援も受ける頻度は少ない状況ですが、市の児童相談員、学校、SSWらが各々機会をとらえて、Bさんらの状況を見守り、いつでも相談できる体制ができています。

G市 教育委員会こども担当の立場から



○児童相談員の役割分担の効果

母親は他人との関係性を築くことが苦手で、信頼関係を維持することが難しいため、まず児童相談員とのつながりが途切れないようにすることが大切と思い、定期的に訪問しました。

訪問は児童相談員2人体制で、一人は母親の気持ちに寄り添う役割、もう一人は毅然と多少厳しいことも伝える役割として接した結果、訪問の拒否はなく、提案を聞き入れたり、サービス導入への拒否もなくなりました。

○関係機関間の調整の難しさ

関係機関の中には、母親の精神状態やこどもの劣悪な環境を踏まえ、児童相談所による保護や母親の入院による母子分離が必要ではないかとの意見もあり、要対協の事務局としては、対応に苦慮しました。しかし改めてケース会議などで丁寧に対応を重ね、その都度話し合いを行ったことで状況の共有が進み、関係機関が同じ方向で支援に取り組むことができました。

関係機関、関係課の役割と効果的な関わり

○不登校児支援教室

不登校児支援教室は半日のみですが、Bさんの気分転換の場や、学習する時間としては良い場所のようです。教室では学校との調整役も担っていたが、Bさんの進路面談を実現するために学校や担任と母親の間を取り持っていたので助かりました。

○学校とBさんの関わり

Bさんが不登校となった時点で学校から教育委員会こども担当に情報提供がありました。また、Bさんが不登校児支援教室に通い始めてからは、学校と疎遠にならないように、担任、あるいは学年主任が定期的にBさんの通う不登校児支援教室を訪れ、学校の情報を入れたり、Bさんの話を聞いてくれました。こうした関わりが学校との関係が疎遠だった母親との進路相談の場の設定につながったと思います。

○生活保護ケースワーカー

Bさんは将来美容師になることを夢見ています。Bさんは専門学校の学費のことを気にかけて、母親には相談できずにいましたが、まず公立高校に行きながらアルバイトで学費を貯めることもできることをアドバイスするなど、前向きに考えられる提案をしたことで母親もBさんも納得し、安心して進路決定につながりました。

専門家会議委員から一言アドバイス



○不登校になった場合には、適応指導教室、あるいはフリースクールなど、自分の地域にあるものを活用することができます。福島県教育委員会ホームページに「子どもに関する相談窓口」として、不登校に関する窓口や、不登校児童生徒の学びの場、居場所などを紹介していますので参考にしてください。

○このケースはG市児童福祉担当部門の児童相談員が丁寧に関わりをしたことによってサービスの導入や、Bさんの負担軽減につながることができたケースです。

○障がいのある方の福祉サービス利用の希望がある際には、お住いの市町村の障がい福祉担当窓口や市町村基幹相談支援センター・市町村障がい者相談支援事業所を活用することで、障がいのある方が地域生活を送るうえで参考となる情報が得られる場合があります。

○支援を行う際には、こども本人がどうしたいのかという視点を持つことが必要です。希望の進路を叶えるためにどのような選択肢があるのかという情報を提供し、一緒に考えましょう。

○生活保護受給中でも世帯分離をし、奨学金や貸付金を活用して専門学校や大学進学をすることができます。Bさんと母親の場合は公立高校に進むことで高校教育を受けながらアルバイトによる収入を専門学校進学の準備資金とする（福祉事務所が認めることが条件ですが）ことで将来の夢に向けて進めることができました。

【事例3】 重度障がいのある妹の世話をする高校生

概要

父親の転職を機に、重度の知的障がいの妹の世話をCさんがほとんど行うこととなったため学力が低下し、部活動も十分に参加できない状況になります。サービス利用に否定的な父親ですが、自治体が丁寧な説明を心がけたことで、少しずつではありますがサービスの利用につながり、Cさんの負担軽減ができたケースです。

【家族構成】

◎Cさん：高3（男）

主に妹の世話全般（食事、入浴介助、見守り）に対応。大学進学を希望。

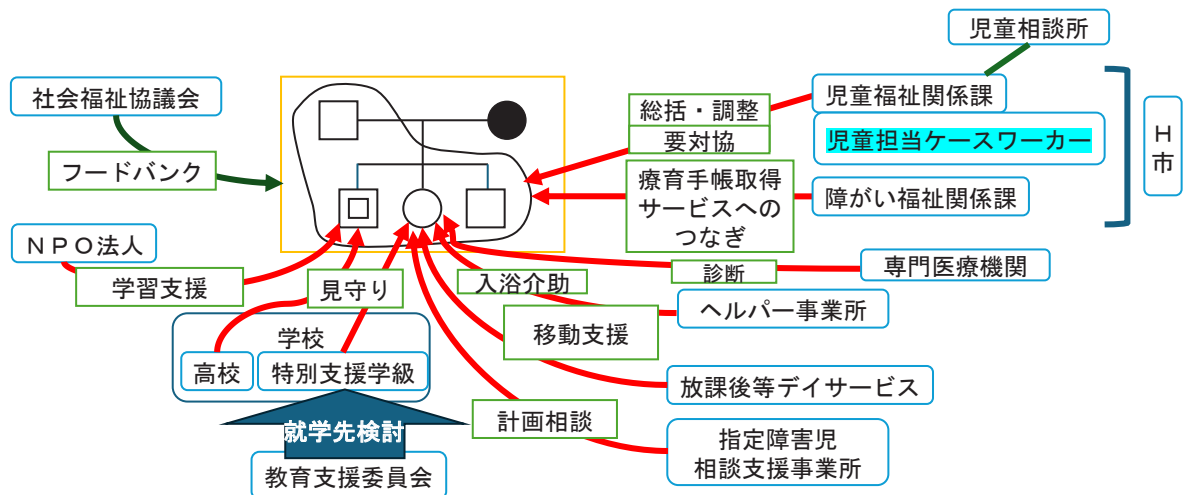
○父：40歳代

転職したばかり。短気な面あり、関係づくりが難しい。

○妹：小6

重度の知的障がい。常に見守り、介助が必要。

○弟：小4



ここに注目

サービス利用に否定的な父親に対しても、説明を重ねることでサービス利用につながることがあります。説明するときの説明内容の担当課や担当機関と連携していくことの大切さに注目してほしい事例です。

気づく

以前より、近隣住民から児童相談所に虐待通告があった世帯で、事実確認を行うなかで、Cさんがヤングケアラーであることが発覚しました。そこで、児童福祉関係課に連絡があり、Cさんのヤングケアラー解消に向けた支援が児童担当ケースワーカーを中心に開始されました。

つなぐ

児童福祉関係課の児童担当ケースワーカーより、障がい福祉関係課、学校、障がい福祉サービス事業所、市社会福祉協議会につなぎ、連携して支援を行いました。担当ケースワーカーから障がい福祉関係課の専門知識を含めた制度の説明をして、父親に理解してもらえるように働きかけました。

支援する

要対協ケースとして支援計画策定、ケース会議を行いました。そこで、Cさんが大学進学を希望したため、児童担当ケースワーカーが学習支援事業を説明、調整を行い、高校3年生の春頃から利用が開始できました。

妹については、数年前に父親が反対していた療育手帳の取得ができ、児童担当ケースワーカーから父親へ説明を重ねたことで、ヘルパー利用や放課後等デイサービスの利用へもつながりました。また、父親の理解が得られたことにより、教育支援委員会で審議が進み、中学校から特別支援学校入学が決定しました。

上記のような環境調整が進み、Cさんの自由に使える時間が確保され、大学に進学することができました。放課後等デイサービスの利用継続により、妹の介助時間が減ったため、大学入学後は入部を躊躇していた部活動も始めることができました。

見守る

Cさんの見守りは大学に進学してからも社会福祉協議会（フードバンク）により継続しています。

妹が放課後等デイサービスに行くようになったことで、父親が仕事から帰ってからの時間に対応が可能になったことと、ヘルパー利用（移動支援、入浴介助等）が進み、Cさんは部活やアルバイトを続けることができています。父親も最初は神経質になっていましたが、説明を重ねるごとにこどものためになることを理解してくれるようになり、サービス利用が継続されています。そのため、Cさんが妹の世話を担う時もありますが以前より負担は減っています。

H市子ども家庭センターの立場から



- 当市では、児童担当ケースワーカーを中心に、関係機関と協力して支援を行っています。多くの機関が関わる中で、父親と良好な関係を築けている機関を中心に情報共有を行い、父親に対しては、必要なサービスについて丁寧な説明をこころがけました。なかなか意見を受け入れようとしない父親に対して、支援の組み立てを行うことは、苦労した点です。
- 学校の見守りに加え、フードバンクの活用や妹への障がい福祉サービスの導入により、要対協が終結しても関係機関による見守りが継続されることは、大変有意義であると考えています。

連携したH市社会福祉協議会の立場から



- 父親には、初対面の相手との関係づくりに時間がかかるところがありますが、丁寧に説明すれば理解してもらえるため、きちんと説明することに心がけました。
- フードバンク事業を継続的に活用してもらうことで、配達時にCさんの変化に気づくことができました。初期の頃Cさんは、父親に対して萎縮している様子で、自分が世話をするのは当たりまえとっていて「大丈夫です」といった反応でした。しかし父親が不在の時間に配達に行くように工夫したことで、父がいない場面ではCさんが穏やかな様子であることがわかりました。また、その時には将来の夢についても話してくれるようになり、進学後は部活やアルバイトなどを始めることで、家庭以外の世界に触れる機会が増え、自分自身の生活を大切に考えられるようになった気がします。

専門家会議委員から一言アドバイス



- このケースのように行政サービスの利用や相談に抵抗感のある父親との話の進め方は非常に難しいものがあります。子どもと家族の生活がより良いものとなるよう行政としても考えていることをわかりやすく、ピンポイントに伝えることを繰り返し行うことが必要です。関係する他課の窓口と連携をとりながら根気よく進めることが大切です。子どもや家族に寄り添うことが支援につなげる一番の近道であることが考えられます。支援につなげることを焦らないようにしましょう。
- Cさんの負担軽減には、障がいのある妹への支援が適切に行われることが必要と思われます。児童発達支援や放課後等デイサービス、ホームヘルプサービス等、福祉サービスの利用が必要な場合に、お住まいの市町村の障がい福祉担当窓口や市町村基幹相談支援センター・市町村障がい者相談支援事業所と連携し、子どもと家族の状況に合わせた支援を行うことが大切です。また、特別支援教育を受けるためには、様々な手続きがあります。市町村教育委員会とよく連携し、子どもと家族の希望を聴きながら手続きを進めることができるよう支援することが必要です。

【事例 4】 親の代わりに弟妹の世話をする中学生

概要

仕事のためほぼ不在の父親とパニック障害およびギャンブル依存の母親をもつ中学生のDさんは、弟が2人と妹がおり、弟妹の世話のため、学校を休むこともありました。学校は両親との連絡がなかなかとれず、進学の時期が迫るなか準備が進められない状況でした。そこで、I市がケース会議を開催し、Dさんの思いを聞き、学校と協力したことで三者面談が実現し、保護者の同意も得られ、高校進学ができたケースです。

【家族構成】

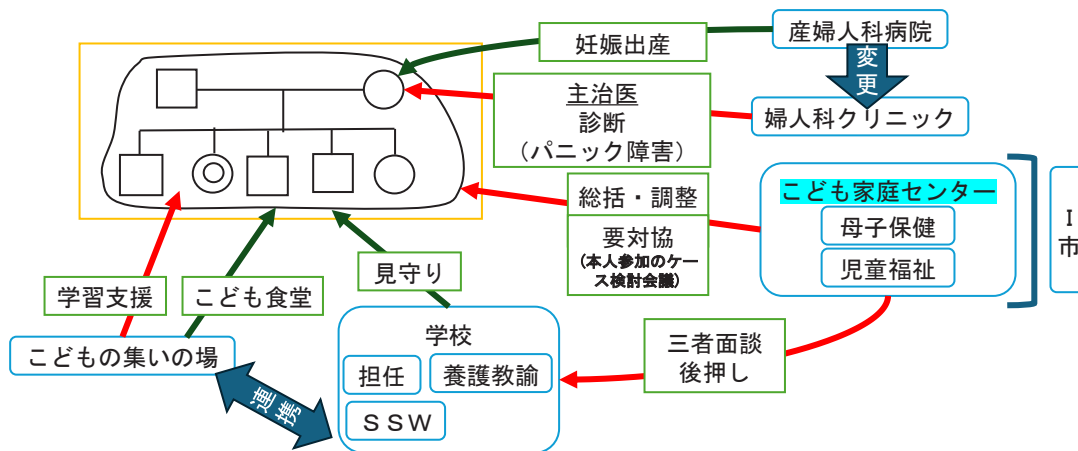
◎Dさん：中3（女）
家事、弟妹の世話に対応。将来は調理師になりたい。

○父：30歳代
仕事でほぼ不在だが、競馬には妻と行く。

○母：30歳代
パニック障害、ギャンブル依存。

○兄：18歳
中学卒業後に働いている。

○弟妹（3人）
小2、幼稚園年中児、1歳児



ここに注目 👁️

こどもの思いを聞くことをきっかけとして支援が進んだ事例のため、話をしてもらえるような継続的な場所や関係性づくりが支援に役立つことに改めて注目してほしいです。

気づく

Dさんがヤングケアラーであることは、保健室登校をしていた際に養護教諭が実施したヤングケアラーのアンケートでわかりました。養護教諭がDさんから詳しい話を聞き、その結果をもとに、校長からこども家庭センターへ相談がありました。Dさんと養護教諭の関係性が良好だったこともあり、家での様子を聞き取ることができました。

つなぐ

兄の養育についても不安のある世帯として関わっていたため、こども家庭センターの担当者は、何かあれば、母親から相談してもらえる関係性が築かれていました。

Dさんが要対協に登録されたことで、定期的なケース会議が開催されるようになりました。

Dさんには希望する進路がありましたが、経済的な理由などから迷いがあり、親には言い出せずにいました。一方、学校としては進路決定の時期が迫っているにもかかわらず、父親や母親との話し合いができず、対応に苦慮していました。そこで、I市こども家庭センターからケース会議の開催を呼びかけ、学校、Dさんが利用しているこどもの集いの場、学校教育課などが連携し、Dさんの高校進学に対する希望の確認と、母親への意思確認についての協議の場を設けました。これによりDさんと関係者間で情報を共有することができました。

支援する

I市子ども家庭センターがケース会議を呼びかけ、Dさんも出席したことでDさんの意向を確認することができました。

こどもの集いの場の職員やSSWが、日頃からDさんや家族と関わっていたため、学校と母親の調整役となり三者面談が実現しました。その結果、母親からDさんの高校進学への同意が得られ、高校進学に向けた支援を行うこととなりました。

こどもの集いの場は自宅に学習する環境が整っていないDさんにとって、学習支援を受けられる場であり、居場所としての機能も果たしていました。また年齢の近い子ども達との交流の機会が得られ、食料や衣類の提供も受けることができました。

高校進学をきっかけに、家を離れる時間が増え、弟や妹が成長したこともあり、Dさんのケアの時間は減少しています。高校は通わなければ卒業できないため、Dさんも前向きに勉強も頑張ることができています。

見守る

学校（SSW、養護教諭）、こどもの集いの場によって、Dさんの見守りを継続しています。子ども家庭センターは、SSWよりDさんの定期的な報告をもらっています。

子ども食堂やフードパントリーなどのイベントや配食サービスなどをきっかけに、子ども家庭センターの担当者もDさんやDさん家族と顔を見て話す機会がつかっています。

I市子ども家庭センターの立場から



ODさんの進学したい思いを伝えるために、Dさんが参加するケース会議を積極的に開催したことにより課題も明確になり、非常に効果的でした。

Dさんの進路を決定しなければならない時期でしたが、学校側は、養育に不安のある世帯で母親の態度などから近寄りたくない印象を持っており、学校からはなかなか母親に連絡が取れない状況でした。

I市では必要性に応じてDさんがケース会議へ出席する体制をとっています。今回もDさんの出席のもと、進学を希望する意思を確認できたことで、学校での三者面談の実施につながりました。

また、三者面談が実現したことで、学校は、母親がこどものことをきちんと考えており、話しにくい人物ではないと分かりました。

ODさんが進路への意思をしっかりと持ち続けていたことが、母親の理解と協力を得ることにつながり、進学が実現できた理由のひとつであると考えます。

また、市の体制として、子ども家庭センターの設置により、母子保健と児童福祉を一体的に支援できるようになり、多子世帯の子どもたちを年齢で区切ることなく支援できることは大きな強みだと感じています。

連携したこどもの集いの場の立場から



ODさんが一人で、ゆっくりと好きなことができる場の提供を目標としていました。そこでは勉強をしたり、スマホを見たりして過ごしていました。また、「お腹いっぱい食べたことがない」と話していたDさんに対して、来所時は食材の提供を行い、週1回はお弁当の提供もしていました。話したい時には自ら話し始めるため、Dさんにとってはどんな話でも受け止めてもらえる安心できる場所になっていたと思います。

専門家会議委員から一言アドバイス



○こどもの集いの場はこどもが安心して過ごせるだけではなく、地域との連携や多世代との交流ができる場所です。子ども食堂や学童保育、学習支援教室など様々あり、こどもや家族の様子などがよくわかり、身近で親しみやすい関係の中で相談や支援を行うことができます。

【事例5】 ひとり親世帯で認知症の祖父の介護をする高校生

概要

Eさんは、父親、軽度認知症の祖父との3人家族で暮らしており、これまで家事のほとんどを祖父が担っていました。しかし祖父の認知症が進行したことで、Eさんが家事と祖父の介護を担うことになり、不登校となったケースです。

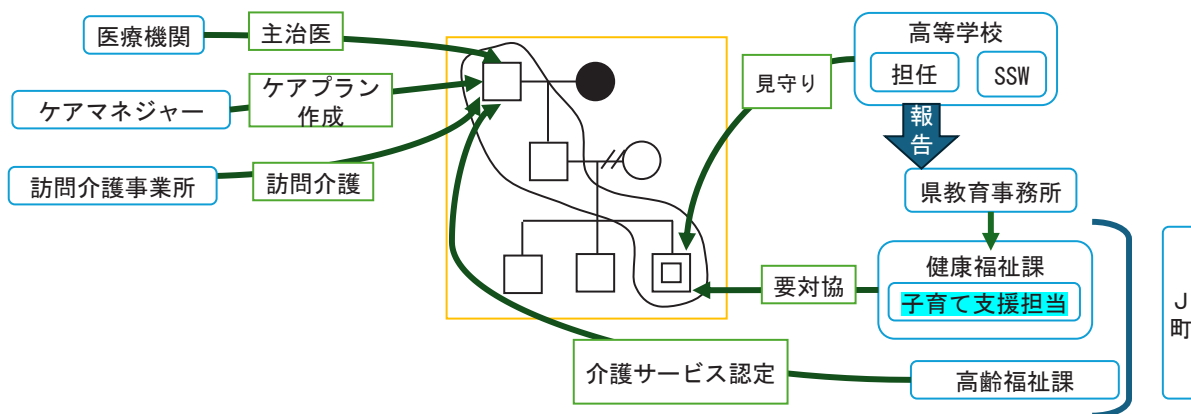
祖父の介護サービスを担当していた事業所がEさんの状況に気づき、その情報を関係者と共有したことでヤングケアラーへの対応のあり方や、サービスの見直しが行われ、結果としてEさんは学校に復帰できました。

【家族構成】

◎Eさん：高2（男）
2歳時に両親離婚。
祖父に育てられた。
家事全般補助、祖父の入浴介助、
通院付添、薬の受取り等

○祖父：80歳代
認知症治療中。
(Eさんが高2の時から認知症が
進行。)

○父：50歳代
土木関係会社勤務。
短気ですぐ手をあげる。
家事はやらない。



ここに注目

ヤングケアラーは見方、認識によって全く違った評価になってしまうことがわかったケースです。関係者が同じ目線で見えていくことの重要性を改めて知らされたケースだと思います。

気づく

Eさんは高校入学前から父親からの虐待のリスクがある世帯で、要保護児童として要対協に登録されていました。Eさんが高校2年となった頃から祖父の認知症の症状が進行したことでさらにケアの負担が増え、Eさんは不登校となりました。その情報が学校から県教育事務所に伝えられ、さらにJ町の子育て支援担当にも情報提供がされたことで、Eさんがヤングケアラーであることがわかりました。

つなぐ

当世帯には既にホームヘルプサービスが導入されていたので、子育て支援担当から、高齢者福祉の介護部門に家庭内でのEさんの状況確認の依頼をしました。その結果、サービスに入っていたホームヘルパーは、Eさんが不登校とは認識しておらず、祖父がEさんのことをよく話していたこともあり、祖父の身の回りの世話をしてくれる「気の利く孫」として捉えていました。

その後、高齢者福祉・介護部門からケアマネジャーに連絡を取り、状況を確認したことでその実態がわかり、Eさんにはヤングケアラーとして支援が必要であることが、関係者間で共有されました。

支援する

町の子育て支援担当者は学校、高齢福祉担当を招集し、改めて役割分担を調整の上、父親、およびEさんに対して介護サービス内容を見直すことでEさんの負担が減り、登校が継続できることを説明しました。

高齢福祉課からは、ケアマネジャーを通じてEさんがヤングケアラーであるという認識を持ってもらい、サービス内容を再調整しました。これによりデイサービスへの通所、通院付き添い、処方薬の受け取りなどが新たに介護サービスに加えられました。

Eさんは登校を再開し、学校では担任やSSWに現状を伝えることでEさんと学校の関係づくりが改めて進みました。またEさん自身から担任やSSWに家庭の様子など自ら話せるようになり、良好な関係のもとでEさんは卒業を迎えることができました。

見守る

当該世帯にはサービス提供後も子育て支援担当、高齢福祉担当、学校が状況を共有し、確認していました。

J町健康福祉部門の子育て支援担当の立場から



- このケースは、当初関わった関係者に変わりはありませんが、関係者がヤングケアラーとして認識したことで関わりの仕方が変わり、それによってヤングケアラーの負担軽減ができました。関係者の理解が得られてからはスピーディーに解決しました。気づく、認識することの重要性がとてもわかりました。置かれた状況や支援のありがたさを話し合った時に使用した「在宅アセスメントシート」（要対協書式）が大変役に立ちました。
- このケースを通して難しいと感じたのは、Eさんは幼い頃から面倒を見てくれた祖父に対して、自分が世話をするのが当然だと思う気持ちが強く、支援を介護サービスに任せることへの抵抗感がなかなか拭えなかった点です。納得してもらうまで少し時間を要しましたが、根気強く説明を重ねました。

専門家会議委員から一言アドバイス



- 直接的なサービスを定期的に提供できる介護ヘルパーは、実際の家族と被介護者の関係性がよくわかる立場ですが、ヤングケアラーという存在について意識的に見なければ気づかないことが多いと思います。福祉従事者や市町村の高齢者担当課などが改めてヤングケアラーの問題について学んだり、話し合ったりする機会を設けていただくことが重要です。

～ ヤングケアラー専門家会議委員より ～

ヤングケアラー 各年代の特性と 関わりのありかた



【スクールソーシャルワーカーとして関わった経験から】

主に精神疾患、障がいのあるご家族と暮らすヤングケアラーと接してきた経験から、以下のような傾向があることを念頭に支援をすることが大切だと思います。

小学生

自分をヤングケアラーとは思っていない

家庭の中で中心的に家事などを担っているのは自分であり、家族から頼られ褒められるので、学年が小さいほど自ら進んで「お手伝い」をしているように見えます。

本人の頑張りを労い、ヤングケアラーとしての気づきを促すと同時に、本人よりも環境の改善を中心とした支援が必要だと思います。

中学生

自分と他者との違いに目が向き、保護者や家族からの
依存に気づき始め、それに対する反発が出てくる

保護者や家族は家の中のことが概ねできるこどもに依存し、本人は依存されることに反発はあるものの、保護者や家族の病状、状態も理解できるので心配で離れることができず、中には不登校となるこどももいます。「つらい」と思いながらも具体的に「助けてほしい」とは思っていないように見えます。また他者との適切な距離感が保てず、人間関係に支障が出始めるようにも見えます。本人の頑張りを認めつつ、環境改善の支援と自身の生活や学校生活、将来の夢などにも目を向ける助言が必要だと思います。

高校生

家族のために「自分は完璧に家事、看護、世話をやってきた」
というプライドを持っている

本人の思いを認め尊重することが大切です。その上で本人の将来の希望をどう実現していくのか一緒に考えていく支援が必要だと思います。

*ヤングケアラーがどの年齢であっても、本人とご家族の「これまで」を否定せず受け止め、「これからの未来」を切り開いていけるよう寄り添うことが大切だと思います。

資料編

引用・参考資料等

○ヤングケアラー関係通知

- 1 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行について（ヤングケアラー関係）（令和6年6月12日付こ支虐第265号 こども家庭庁支援局長通知）
- 2 「ヤングケアラー支援体制強化事業の実施について」
令和4年3月31日付け 子発0331第18号 厚生労働省子ども家庭局長通知
（改正：令和5年5月26日、令和6年3月29日、令和7年6月9日）
- 3 「ヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）の策定に向けた調査研究」（令和6年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）について
（令和7年5月20日付 こども家庭庁支援局虐待防止課 事務連絡）

○参考資料（出版元、年月日 URL 紹介）

- 1 「子どもに関する相談窓口 一人で悩まず、相談してもらえませんか」
（令和7年4月 福島県教育委員会）
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/691138.pdf>
- 2 「特別支援学校・特別支援学級・通級による指導に関わる就学支援の手引き」
（令和7年3月 福島県教育委員会）
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/edu/tokubetsushien06.html>
- 3 「福島県ヤングケアラー支援マニュアル」（令和6年3月福島県）
- 4 「福島県ヤングケアラー支援ハンドブック」（令和6年3月福島県）
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035a/youngcarer-manual-handbook.html>
- 5 多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～（令和4年3月 有限責任監査法人トーマツ）
<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/hc-young-carer.html>
- 6 こども家庭庁「ヤングケアラーとは」（参照日 令和7年12月11日）
<https://kodomoshien.cfa.go.jp/young-carer/about/#about>

「ヤングケアラー」早期発見チェックシート〈学校・地域用〉

●ヤングケアラーとは

本来は大人が担う家族の世話、家事、介護を日常的に行っている18歳未満のこどものことをいい、家族のお世話等を担うことで、健康面や学校生活などに影響を及ぼす場合があります。

学校や地域に気になるお子さんがいる場合には、下記チェックリストをご活用ください。

身近なところにヤングケアラーがいるかも知れません。

●学校用チェックリスト

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 欠席が目立つ | <input type="checkbox"/> 宿題や持ち物を忘れることが多い |
| <input type="checkbox"/> 遅刻・早退が多い | <input type="checkbox"/> 学校に必要な物を用意してもらえない |
| <input type="checkbox"/> 保健室で過ごしていることが多い | <input type="checkbox"/> 学校に提出する書類の遅れや忘れることが多い |
| <input type="checkbox"/> 身だしなみが整っていない | <input type="checkbox"/> 部活を途中でやめた（休みが多い） |
| <input type="checkbox"/> 授業中、居眠りをしていることが多い | <input type="checkbox"/> 修学旅行等の宿泊行事を欠席する |
| <input type="checkbox"/> 学力が低下している | <input type="checkbox"/> 諸会費の未納や遅れがある |
| <input type="checkbox"/> 精神的な不安定さがある | <input type="checkbox"/> その他（気になること） |
| <input type="checkbox"/> ひどく疲れた様子がある | |

●地域用チェックリスト

- 学校へ行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある
- 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある
- 家族の介護（介助）をしている姿を見かけることがある
- 幼いきょうだいの送迎をしている姿をよく見かける
- 幼稚園や保育園に通園しなくなった
- 季節に合わない服装や汚れた服を着て歩いている
- その他（気になること）

チェック✓の結果「ヤングケアラーの可能性がある」場合は、

こども家庭センターまたはヤングケアラー相談窓口へ！

お住まいの地域の**民生・児童委員**にも相談できます。

※相談の際、別紙：児童・生徒用チェックシートもあわせてご活用ください。



「相談先の一覧」

※虐待の可能性が高いなど、緊急性が高い場合は、すぐに**上記相談窓口または児童相談所**へ連絡してください。

出所：「ヤングケアラー」の早期発見ためのアセスメントシート

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究報告書」（令和2年3月）

※福島県版に加工して使用

「ヤングケアラー」早期発見チェックシート （児童・生徒用）

●ヤングケアラーとは？

本来は、大人がするような家族の世話や家事などを日常的に行っているこどものことをいいます。

●もしかしたらヤングケアラーかも？

ヤングケアラーが家族のためにやっている支援と日常生活への影響を、下にあるチェックリストにあげてみました。あなたにもあてはまるかチェック✓してみましょ。

チェック1

<input type="checkbox"/> <p>障がいや病気のある家族に代わって、買い物や料理、洗濯などを行っている</p> 	<input type="checkbox"/> <p>家族に代わって、幼い子どもなどの世話や見守り、保育園などの送り迎えを行っている</p> 
<input type="checkbox"/> <p>障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りを行っている</p> 	<input type="checkbox"/> <p>認知症など目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいを行っている</p> 
<input type="checkbox"/> <p>日本語が話せない家族や障がいがある家族のために通訳を行っている</p> 	<input type="checkbox"/> <p>家族の生活を支えるためにアルバイトをしている</p> 
<input type="checkbox"/> <p>お酒などの問題を抱えている家族の面倒や感情のサポートを行っている</p> 	<input type="checkbox"/> <p>がんや難病など病気の家族の看病を行っている</p> 
<input type="checkbox"/> <p>障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている</p> 	<input type="checkbox"/> <p>障がいや病気のある家族の入浴やトイレなどの介助を行っている</p> 

チェック2


<input type="checkbox"/> <p>宿題や勉強をする時間がとれない</p> 	<input type="checkbox"/> <p>自分の時間がとれない</p> 	<input type="checkbox"/> <p>友達と遊ぶことができない</p> 	<input type="checkbox"/> <p>睡眠時間が十分にとれない</p> 	<input type="checkbox"/> <p>遅刻・早退をしてしまう</p> 
---	--	--	---	---

●チェックリストの結果はどうでしたか？

1つでもチェックがあれば、学校の先生や友達など、あなたの周りの信頼できる人に話してみませんか？

チェック1, 2の両方に✓がある場合は、とても心配な状況ですので、相談してください！

家族や自分のことを先生や友だちに相談しづらいときには、LINE相談窓口「ふくしま親子・ヤングケアラーのための相談」があります。専門の資格を持った相談員が、あなたの悩みや不安、困っていることについて、一緒に考えていきます。



こ支虐第 265 号
令和 6 年 6 月 12 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{指定都市市長} \\ \text{中核市市長} \end{array} \right)$ 殿

こども家庭庁支援局長

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行について
(ヤングケアラー関係)

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(令和 6 年法律第 47 号。以下「改正法」という。)については、本年 6 月 5 日に国会で可決・成立し、本日公布され、改正法のうち、ヤングケアラーへの支援の強化を図るための子ども・若者育成支援推進法(平成 21 年法律第 71 号)及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 25 条の 2 の改正については、同日から施行されることとなったところである。

改正法による子ども・若者育成支援推進法及び児童福祉法第 25 条の 2 の改正の概要について、下記のとおりとするので、十分御了知の上、管内の市区町村並びに関係機関及び関係団体等に周知を図り、その運用に遺漏のないようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

第一 改正の趣旨

いわゆるヤングケアラーについては、家族の世話のために自分の時間が取れないなど、その責任や負担の重さにより学業や友人関係などに影響があることが指摘されており、国においても支援体制の整備等の予算事業の実施や社会的認知度の向上のための広報啓発等の取組を進めてきた。一方で、地方公共団体における取組には引き続きばらつきが見られる等の課題があることから、**ヤングケアラーへの支援を一層強化するため、改正法により子ども・若者育成支援推進法等を改正し、ヤングケアラーを関係機関等が各種支援に努めるべき対象として法律上明記する等の改正を行うこと**で、ヤングケアラーへの支援の普及を図るものである。

第二 改正法の内容

一 子ども・若者育成支援推進法の一部改正

1 基本理念（法第2条第7号関係）

（1）改正の概要

子ども・若者育成支援推進法（以下「法」という。）の基本理念を定めた法第2条第7号において、そのこども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行う「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者」として、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」（以下「ヤングケアラー」という。）が明記されたこと。

（2）ヤングケアラーの定義

ヤングケアラーの定義中の「過度に」とは、子ども・若者が「家族の介護その他の日常生活上の世話」を行うことにより、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する」状態に至っている場合、すなわち、こどもにおいてはこどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指すものであること。

都道府県及び市区町村（こども家庭センター等）において支援対象であるかの判断を行うに当たっては、その範囲を狭めることのないように十分留意し、一人一人のこども・若者の客観的な状況と主観的な受け止め等を踏まえながら、その最善の利益の観点から、個別に判断していくことが重要であること。

「家族の日常生活上の世話」には、法文上明示されている「介護」に加え、幼いきょうだいの世話、障害や病気等のある家族に代わって行う家事や労働のほか、目の離せない家族の見守りや声掛けなどの気遣いや心理的な配慮、通訳なども含まれること。

（3）ヤングケアラー支援の対象年齢

法は、おおむね30歳未満の者を中心として、施策内容によりおおむね40歳未満の者を対象としており、このことはヤングケアラーへの支援についても同様である。具体的にはこども期（18歳未満）に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点からおおむね30歳未満を中心としているが、こども・若者期にヤングケアラーとして家族の世話を担い、こども・若者にとって必要な時間を奪われたことにより、社会生活を円滑に営む上での困難を有する状態に引き続き陥っている場合等その状況等に応じ、40歳未満の者も対象となり得ること。

2 関係機関等による支援等（法第15条及び法第16条関係）

（1）関係機関等（法第15条第1項に規定する「関係機関等」をいう。以下同じ。）が、社会生活を円滑に営むことができるようにするための法第15条

第1項各号に掲げる各種支援を行うよう努めるべき対象としてヤングケアラーを明記したこと。(法第15条第1項関係)

(2) 関係機関等は、ヤングケアラーの家族その他ヤングケアラーが円滑な社会生活を営むことに関係する者に対しても、相談及び助言その他の援助を行うよう努める必要があること。(法第15条第2項関係)

(3) 関係機関等は、ヤングケアラーに対する必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置を採るとともに、必要な支援を継続的に行うよう努める必要があること(法第16条関係)。

① ヤングケアラーの状況を把握すること。

② 相互に連携を図るとともに、ヤングケアラー又はヤングケアラーの家族その他ヤングケアラーが円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。

③ 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(4) 上記(3)の①のとおり、関係機関等はヤングケアラーの状況を把握するよう努める必要があり、特に住民に最も身近な市区町村においては、3の(1)のとおり、支援対象を把握することを目的としたヤングケアラーの実態把握を定期的実施することが重要であること。

3 ヤングケアラーへの具体的な支援のあり方

(1) ヤングケアラーの把握

①市区町村における記名式等による実態把握について

ヤングケアラーを把握し個別具体的な支援につなげるためには、まずは、ヤングケアラーが安心して自身や家庭の状況を話せる関係づくりが重要であり、ヤングケアラーの状況や心情に関する学校関係者等の理解促進に努める必要がある。その上で、主に市区町村において、任意の記名式や調査票ごとに異なる番号を付すなど回収後に個人が把握できる方法により調査を実施することが重要である。特にこどもについては、自身の負担や不調、生活上の支障に対する自覚がない場合も考えられることから、市区町村(こども家庭センター)から学校等の関係機関を通じて、ヤングケアラー自身に気づきを与えるようなアンケートを行うことが有効である。

なお、調査票の作成に当たっては、回答するこどもの立場から、回答した後どのような対応が行われるのかなどの見通し(回答内容に応じて面談等を行い、必要な支援を伴走的に検討していく等)をこどもに分かりやすく表示するなど、こども・若者本人の持つ心情に十分配慮し、調査への回答やその後の支援への抵抗感を強めることがないよう留意すること。

②支援の必要性、緊急性の高い者への優先的な支援について

ヤングケアラーへの支援を進めるに当たっては、特に支援の必要性、緊急性が高い者を特定し、優先的に支援を展開していくことも重要であるところ、過去の調査では、ケア対象者が父又は母である場合には、他の世帯構成と比較して子のみでケアをしている割合が高い傾向があるほか、話を聞

いてくれる人がいないとの回答も他と比べて高いことが確認されている。また、ケアに費やす時間が長時間になるほど学校生活等への支障が大きく、本人の負担も強いことが確認されている。

これらを踏まえれば、特に優先的に支援を行う必要性の高いケースとしては、保護者に病気や障害があるなどして日常的なケアを要したり、ケアの担い手が当該こどものみであったりするなどし、保護者に対するケアを当該こども・若者が長時間担っているケースが想定される。

(生活保護や児童扶養手当の受給家庭の状況確認によるアプローチ)

こうしたケースに関しては、生活保護や児童扶養手当を受給している場合もあることから、

- ・管内の福祉事務所等との連携により生活保護を受給している家庭の世帯構成を確認し、こども・若者以外にケアの担い手がいないと考えられる世帯については、こども家庭センターの職員がケースワーカーとの同行訪問等により状況を確認する
- ・児童扶養手当の申請手続等において、受給者等に日常的なケアが必要であり、こども・若者以外にケアの担い手がいないと考えられる世帯を把握した場合には、こども家庭センターの職員がひとり親担当の職員とともに状況を確認する

など、優先的に支援を進めることが効果的と考えられること。

(学校等を通じたアンケート調査等によるアプローチ)

また、生活保護や児童扶養手当等の制度を利用していない場合であっても、早急に支援を行う必要のあるケースはあると考えられることから、前述の市区町村（こども家庭センター）による学校等の関係機関を通じたアンケート調査やスクールカウンセラーによる相談支援の結果等の内容も十分踏まえて、優先的に支援を行う必要性の高いヤングケアラーの把握に努めること。その際、把握したヤングケアラーの情報について、学校等とこども家庭センターとが適切に情報共有し、支援につなげていくことが有効であること。

(精神保健福祉分野との連携によるアプローチ)

加えて、

- ・都道府県等の精神保健福祉担当部局（自立支援医療（精神通院医療）、精神障害者保健福祉手帳の担当等）と連携しつつ、こども・若者以外にケアの担い手がいないと考えられる世帯について状況を確認する
- ・精神保健福祉センターや保健所等の相談機関、精神科医療機関や訪問看護事業者等にヤングケアラーについて周知し、支援を要すると考えられる家庭についての情報提供を促す

など、ヤングケアラーの把握に当たっては精神保健福祉分野との連携も効果的と考えられること。

③市区町村と都道府県の役割分担及び予算事業の活用について

市区町村が行う、支援対象となるヤングケアラーを把握するための調査に

については、定期的な実施が望まれる（少なくとも年に1回程度）。

また、都道府県においては、広域的な調査を実施した上で、条例の制定や計画策定等広域的に支援体制を整備するための取組を進めることが効果的である。

これらの調査により把握された実態を踏まえ、都道府県が中心となって市区町村との役割を整理し、地域におけるヤングケアラーの把握から支援につながる仕組みを構築することが望ましいこと。その際は、(2)②における都道府県の役割についても十分踏まえること。

ヤングケアラーの実態調査の実施に際しては、ヤングケアラー支援体制強化事業における実態調査・把握への補助を行っているため、積極的に活用いただくとともに、定期的かつ継続的な実態把握が可能となる仕組みの構築に努められたい。

(2) ヤングケアラーへの支援

①18歳未満のヤングケアラーへの支援

市区町村は、「要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）等その他の者」に対し、サポートプランの作成等の包括的かつ計画的な支援を行う義務がある（児童福祉法第10条第1項第4号）。

18歳未満のヤングケアラーである児童のうち、要支援児童等に該当する児童については、市区町村のこども家庭センター等においてサポートプランを作成し、包括的かつ計画的な支援を行う必要がある。なお、当該児童やその保護者が「支援は必要ない」などと支援を拒否している場合や、支援を拒否するほどではないが援助希求が乏しい場合などであっても、支援が必要であれば、サポートプランの作成に向けた働きかけを丁寧に行うことが重要である。

支援対象者と信頼関係が形成できていない場合は、本人にサポートプラン作成の趣旨や目的について十分に説明し、作成に向けた働きかけを行う必要があるが、その上で作成の同意が得られない場合については、可能な限り対話等を通じて支援対象者のニーズ把握を行い、行政内部での支援計画等に反映させ、支援を実施すること。

また、要支援児童等に該当しない場合であっても、一人一人の児童の置かれた状況や本人の受け止めに応じサポートプランを作成するなどし、具体的な支援等について検討すること。

また、おおむね15歳以上のヤングケアラーに対しては、18歳以上となった際に頼ることができる支援先（子ども・若者総合相談センターや民間支援団体等）や若者に対する就労支援その他地域における若者支援施策等へのつながりを行ったり、情報提供を行うことをサポートプランに盛り込んだりするなど、本人が18歳以上となる若者への移行期を迎えるにあたり必要となる支援内容を想定しつつ、具体的な支援等を検討する必要があることにも留意すること。

このほか、こども家庭センターが、ヤングケアラーへの支援を担う場合の

具体的な流れは、こども家庭庁「こども家庭センターガイドライン」（令和6年3月30日付けこ成母第142号、こ支虐第147号）子ども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長連名通知〔別紙1〕を参照すること。

②18歳以上のヤングケアラーへの支援 （都道府県の役割）

18歳以上のヤングケアラーである若者への支援体制の構築に当たっては、特に若者の世代は活動圏域が広域になること等を踏まえ、主に都道府県において、①オンライン等の若者がアクセスしやすい方法も取り入れながら、個々の若者の相談に応じ、その状況やニーズ・課題の整理の支援や、②それを踏まえた必要な支援（介護保険サービス、障害福祉サービス等の担当部署やサービス提供事業者等）に向けた市区町村へのつなぎを行うことや、③精神的なケアなどの専門的な相談支援やピアサポート等を行いうる体制を整備していくことが望まれること。

具体的には、管内の子ども・若者総合支援センター等を18歳以上のヤングケアラーへの対応を中心的に行う主体とする、ヤングケアラー・コーディネーターを配置する、あるいは管内をカバーしうる民間支援団体等に依頼するなどが考えられること。

（市区町村の役割）

18歳以上のヤングケアラーである若者に関しては、市区町村のサポートプランの作成等の対象とならないが、年齢による切れ目なく支援を行うことが重要であり、法第15条第1項各号の支援を行う努力義務の対象であることから、同項各号の援助に係る支援を行いうる体制を市区町村としても整備することが必要であること。

特に、市区町村は住民に最も身近な基礎自治体であり、介護、障害等の具体的な福祉サービスの支給決定等を担うことから、ヤングケアラーである若者についても、本人が担っているケアを外部サービスの導入により代替していくといった具体的な支援の段階においては、市区町村が中心的な役割を果たすことが期待されること。

③ヤングケアラーへの具体的な支援内容と支援体制の整備

ヤングケアラーへの具体的な支援としては、介護保険サービスや障害福祉サービス、子育て世帯訪問支援事業、外国語対応通訳の派遣等を活用して本人が担っているケアを外部サービスで代替していくほか、日常的なケアから離れたレスパイトの機会を確保することや、ピアサポート等の相談支援等、必要な支援の実施体制を整備することが求められること。

ヤングケアラーの状況に応じた具体的な支援内容の例については、〔別紙2〕を参照されたい。その際、円滑にサービスの導入が図られるよう、介護保険、障害福祉サービス等の関係機関・部署に対して、子が主たる介護者となっている場合には、子を「介護力」とすることを前提とせず、居宅サービス等の利用について十分配慮して支給決定等を行う必要があることなど、その認識を十分共有しておくことが重要であること。

ヤングケアラーへの支援体制の構築に際してはヤングケアラー支援体制強化事業（ヤングケアラー支援体制構築モデル事業）において必要な経費の補助を行っているため、その積極的な活用を図られたい。

- ④ヤングケアラーの実態把握・支援の実施状況の定期的な照会・公表について
各市区町村におけるヤングケアラーの把握・支援の実施状況（サポートプランの作成状況を含む。）に関しては、定期的にこども家庭庁より照会・公表を行う予定であるため留意されたい。

（3）支援に当たって留意すべき事項

ヤングケアラーへの支援は、家庭内の非常にデリケートな面に関わるものであり、こども・若者やその保護者等の複雑な心情等にも十分に配慮することが重要である。

このため、ヤングケアラー本人の受け止めを丁寧に捉え、こども・若者の気持ちに寄り添いながら、保護者等の状況や心情も十分踏まえて、肯定的・共感的な関わりを心掛け、外部サービスの利用検討に当たっては、家族全体を支援する視点を持って、家庭内の状況や家族の関係性、心情等にも十分留意しながら、丁寧な説明等を行い、その理解を得ながら利用を促す等の対応を行うことが適当である。加えて、現時点において「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている」状態に至っていない場合であっても、介護を必要とする入院中の家族が退院予定であるなど、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている」状態に今後至ることが想定される場合には予防的な視点も持って対応を行っていく必要があること。

また、ヤングケアラーの把握や支援の導入に当たっては、関係機関等の職員のヤングケアラーへの理解を促すことが重要であり、上記のような支援を行うに当たっての姿勢や、居宅サービス等の利用の決定につきヤングケアラーを介護力とみなすことのないよう配慮すること等について、ヤングケアラー支援体制強化事業における関係機関等職員研修への補助や、こども家庭センター等における相談支援体制の整備に関する補助を活用しながら、関係機関の職員に対する研修や相談対応を積極的に実施されたい。

二 法及び児童福祉法の一部改正（法第 21 条及び児童福祉法第 25 条の 2 関係）

1 改正の概要

子ども・若者支援調整機関及び要保護児童対策調整機関は、法第 15 条第 1 項に規定する子ども・若者のうち、児童福祉法に規定する要支援児童又は要保護児童であるものに対し、子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行うことができるよう、各調整機関同士で連携を図るよう努めるものとされたこと。

2 子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会等の連携のあり方

- （1）年齢によって支援が途切れることのないよう、当該児童が 18 歳に達す

るまでに、要保護児童対策調整機関から子ども・若者支援調整機関にヤングケアラーの支援に必要な情報を提供するなど、必要な支援を円滑に継続するために各調整機関同士が連携を図るよう努めること。

なお、両協議会間の情報共有は、要保護児童対策調整機関が地方公共団体の機関等の行政機関等である場合には個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第69条に、要保護児童対策調整機関が民間事業者である場合には同法第27条第1項に基づき対応することになるところ、いずれの場合も、円滑に効果的な支援を行うためには、こども本人や家族からの同意を得た上で情報共有されることが望ましい。個人情報に関する取扱いについては**別紙3**を参照されたい。また、各協議会の構成員は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとされているところ、個人情報保護法等の関係法令に基づきこうした連携に必要な情報共有を行うことは、「正当な理由」に該当するものと考えられる。

(2) 支援の対象とする年齢層がより広い子ども・若者総合相談センター

が、子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会の支援をつなぐ拠点としての役割を担うことも望まれるところであり、例えば、以下のような対応が考えられること。

① **子ども・若者総合相談センターが要保護児童対策協議会の構成機関に加わること。**

② 各市区町村において、**子ども・若者総合相談センターや子ども・若者支援地域協議会の設置を一層促進**すること。なお、こども家庭センターに、子ども・若者総合相談センターの機能を統合するなどして一体的に運営することは差し支えないこと。

(3) ヤングケアラーへの支援に当たっては、介護や生活困窮など他制度における支援策を活用することが重要となる。このため、各市区町村においては、子ども・若者支援地域協議会や子ども・若者総合相談センターを設置していない場合も含め、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の6に規定する支援会議や生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第9条に規定する支援会議及び介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の48に規定する会議等との連携を行うことも重要であること。

三 その他改正法の施行に伴い対応が求められる事項

1 国民の理解の増進等（法第10条関係）

国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとされている。

ヤングケアラーの支援を進めていくためには、**周囲の大人等が理解を深**

め、家庭においてこどもが担っている家事や家族のケアの負担に気づき、必要な支援につなげることが重要である。

令和4年度から令和6年度までの3年間をヤングケアラーの社会的認知度向上の「集中取組期間」に据えていること等を踏まえ、国においては引き続き、ヤングケアラーの社会的認知度向上のための積極的な広報啓発を実施していく予定であり、各地方公共団体においては、令和7年度以降も含め、地域の実情に応じたヤングケアラーに対する理解や気づきにつながる効果的かつ積極的な広報啓発の実施を検討されたい。

ヤングケアラーに関する広報啓発に当たっては、こども・若者の複雑な心情等にも十分に配慮することが重要であり、

- ・ ヤングケアラーへの支援が家庭内の非常にデリケートな面に関わるものであること
- ・ 本人の受け止めを丁寧に捉える必要があること
- ・ その上でこども・若者にとって必要な時間が確保されるよう、こども家庭センターのサポートプラン等を通じた支援が行い得ること

等について、周囲の大人等の適切な理解を促し、当事者に寄り添った姿勢の下で支援につなげていくことが可能となるよう、丁寧な広報啓発を行うこと。

2 国による地方公共団体及び民間団体に対する支援（法第14条関係）

国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとするところであり、国において、地方公共団体及び民間団体に対する必要な支援を引き続き進めていくこと。

3 調査研究の推進（法第17条関係）

国及び地方公共団体は、法第15条第1項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとされている。

国において、今後、ヤングケアラーへの支援の方法等に関する必要な調査研究等を進めていく予定であり、地方公共団体においても、ヤングケアラーの効果的な支援方法等に関する必要な調査研究の実施に努めること。

4 人材の養成等（法第18条関係）

国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに法第15条第1項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとされている。

国においては、困難を有するこども・若者を支援する人材の養成について、研修を行う予定であるほか、上述の関係機関職員研修等、地方公共団体における研修に必要な経費の補助を行っているため、地方公共団体においてもこれらを積極的に活用しつつ、ヤングケアラーの支援に必要な人材の養成や支援体制の整備のための必要な施策を講ずるよう努めること。

第三 施行日

法及び児童福祉法第 25 条の 2 の改正については、改正法の公布の日（令和 6 年 6 月 12 日）から施行することとした。

- こども家庭センターガイドライン（令和6年3月30日付けこ成母第142号、こ支虐第147号子ども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長連名通知）
（ヤングケアラー関係抜粋）

第3章 こども家庭センター（児童福祉機能）

第2節 こども家庭支援におけるこども家庭センター（児童福祉機能）の具体的な業務

6. ヤングケアラー支援の流れ

ヤングケアラーを早期に把握して支援につなげていくためには、教育、高齢者福祉、障害福祉、介護、医療等の多機関との連携（参考資料4(11)参照）が重要である。以下を参考に、ヤングケアラー支援の流れを整理した上で、それぞれの関係機関との連携内容を共有し、あらかじめ市町村としての支援体制を確立しておくことが重要である。

なお、ヤングケアラー本人のこども期から若者期への移行において、重層的支援体制整備事業（本章第5節 21（2）「④重層的支援体制整備事業」にて後掲）を活用し、ケアの内容や本人が置かれている状況によって多分野にまたがる支援体制を構築することも効果的と考える。

（1）ヤングケアラーの把握

ヤングケアラーについては、こども自身や家庭が自覚しづらく、支援ニーズが顕在化しにくい特徴がある。こうした中で、適切に支援につなげていくためには、まず、学校（特に小学校・中学校）を始め、高齢者福祉、障害福祉、介護、医療等に係る関係機関との間で、顔の見える関係性・信頼関係を築き、気になるこども・家庭があった場合の相談先としての相互の連絡窓口（担当者・連絡先等）を明確にしておくことが重要である。

学校を通じて、こども自身に気付きを与える記名式等の個人を特定することが可能な方法によるアンケートを行い、一定の項目に該当したこどもの情報について、学校側とセンター（児童福祉機能）で共有し、支援につなげていく取組も有効である。

（なお、文部科学省が作成した「生徒指導提要」においても、必要に応じて学校におけるケース会議等において関係者間で情報を共有する等の取組が、ヤングケアラーの早期発見・対応につながる可能性、スクールソーシャルワーカーと連携して市町村の福祉機能等の支援につなげることの必要性が示されており、小学校・中学校・高等学校との連携は、ヤングケアラーを把握するために効果的であると考え。）

また、各市町村において、「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置している場合には、当該者をセンターに配置する、あるいは、当該者とその配置先機関との密な連携関係を構築することが重要である。

(2) ヤングケアラーに対するアセスメント

ヤングケアラーであるこどもを把握した場合には、こども自身の心情・意向や家庭の状況に十分に寄り添うことがまず重要である。こども自身は、大切な家族のためのケアを進んで担っているという認識である場合も多く、それが客観的に見て支援を必要とするものであると捉えることは難しい場合も多い。

一方で、勉強や部活等の学校活動や交友関係に支障が生じ、こどもとしての時間が持てない状況の場合は、サポートプラン（及び支援方針）の作成を通じ、ヤングケアラーが担っている「ケア」の一部を外部サービス等で代替することによって、こどもとしての時間を確保していくことが必要である。

また、現時点でこどもとしての時間が持てない状況にまでは至っていないものの、ケアに関わる将来的な心配事（進学や就職等）や心理的負担が高い場合には、ピアサポートやオンラインサロンを含めた伴走的な相談支援につなげていくことが求められる。

アセスメントに際しては、情報元となったこどもと信頼関係が構築されている機関（学校等）と連携する等により、こども自身の心情・意向や日々の状況を把握しつつ、家庭内の「ケア」に係る外部サービスの活用状況や考え等を確認し、必要な支援の検討につなげていく。

(3) サポートプラン（及び支援方針）の作成及び支援の実施

「ケア」を担うことにより、こどもとしての時間が持てない状況となっている場合は、以下のように、「ケア」の内容に応じた外部サービス等の導入を検討していく必要がある。

① 家庭内の家事やきょうだい児に対するケアである場合

センター（児童福祉機能）において子育て世帯訪問支援事業の活用等を検討していくことが考えられる。

② 家族（きょうだい児含む）の障害に対するケアである場合

市町村内の障害福祉担当部門に当該家庭の障害福祉サービスの活用状況を確認しつつ、家庭の理解を得ながら、管内の基幹相談支援センター、指定一般相談支援事業所等へ問題意識を共有し、「ケア」の一部を代替し、こどもの時間が確保されるように調整していくことが求められる。

③ 家族の介護である場合

市町村内の介護保険担当部門に当該家庭の介護保険サービスの活用状況等を確認しつつ、家庭の理解を得ながら、管内の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所等へ問題意識を共有し、「ケア」の一部を代替し、こどもの時間が確保されるように調整していくことが求められる。

(4) フォローアップ

ヤングケアラーであるこどもと家庭の状況に応じ、学校をはじめとするこどもと日常的な接点を有する関係機関や、要対協からの情報収集等を通じ、こど

もの時間が確保される状況となっているか、こども及び家庭の状況を定期的に確認する。(令和4年度 子ども・子育て支援 推進調査研究事業「ヤングケアラーの支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究」参照)(参考資料4(12))

また、家族のケアは18歳で終わるわけではないため、必要に応じて、公共職業安定所、地域若者サポートステーションや子ども・若者支援地域協議会等につなげるなど、ヤングケアラーへの支援が年齢によって途切れることのないように努めること。

＜参考＞ヤングケアラーの負担軽減につながる支援内容（例）

ケース例	支援内容の例	想定される主な連携先
ヤングケアラーがケアをする対象が高齢者の場合	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険サービス（在宅サービス（ヘルパー、ショートステイ利用等）、施設入所等） 	市区町村の担当部署（介護関係等）
ヤングケアラーがケアをする対象者に障害等がある場合	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス等（居宅介護（家事援助）等の利用、短期入所（ショートステイ）、障害児通所事業、施設入所等） 訪問看護（精神障害等で医療的支援を必要とする場合） 自立支援医療 	市区町村の担当部署（障害福祉関係等）、保健所、精神保健福祉センター、医療機関、障害福祉サービス等事業者、訪問看護事業者等
ヤングケアラーがケアをする対象者に医療的ケアが必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> 訪問看護を含む医療サービス 短期入所（レスパイトケアを目的としたショートステイ） 自立支援医療 	市区町村の担当部署（障害福祉関係等）、保健所、精神保健福祉センター、医療機関、訪問看護事業者等
ヤングケアラー本人やその家族に経済的支援（経済的自立）が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給 生活困窮者自立支援機関の支援制度の活用 自治体の補助金の活用、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度の活用、市町村会の就学援助制度の活用 高校等の授業料支援（高等学校等就学支援金・高校等で学び直す者に対する支援等）、高校等の授業料以外の教育費に係る支援（高校生等奨学金等）の活用 大学等の授業料等減免、（独）日本学生支援機構等の給付型奨学金・貸与型奨学金の活用 高校・大学等の各種修学支援制度における家計急変支援制度の活用 就労支援（家族からの子どもの自立、親の就労支援等） 障害年金受給 傷病手当金受給 	福祉事務所や市区町村の担当部署、自立相談支援機関、就学援助制度担当課、社会福祉協議会、ハローワーク、年金事務所、学校、都道府県教育委員会の就学支援担当課、（独）日本学生支援機構等
ヤングケアラーが幼いきょうだいの世話をしている場合	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世帯訪問支援事業 養育支援訪問事業（未熟児や多胎児等に対する栄養指導等） 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の利用（きょうだいの登校支援等） 	市区町村の担当部署（児童福祉、子育て支援関係等）等

	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の利用調整 ・放課後児童クラブ・児童館の利用調整 ・乳児の一時預かり（保育所等） ・子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）（幼いきょうだいの利用等） 	
ヤングケアラー本人のレスパイトが必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・居場所の提供（児童育成支援拠点事業、子ども食堂、民間の子育て支援拠点、若者交流拠点等） ・子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）（本人利用等） 	自治体の担当部署（児童福祉、子育て支援関係等）等
ヤングケアラー本人や家族が経験を共有できず相手を求めている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラー同士のピアサポート ・家族会（障害等により様々に存在） ・オンラインサロン 	自治体の担当部署（ヤングケアラー関係、福祉関係等）、子ども・若者総合支援センター、都道府県が委託したヤングケアラーの支援団体等
ヤングケアラー本人への心身のケアが必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリング ・養護教諭等による相談対応 ・医療サービス 	医療機関、学校等
日常生活の支援をする場合	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯訪問支援事業 ・児童育成支援拠点事業 ・食事等の提供（フードバンクの利用、子ども食堂、NPO法人からの提供、自治体等が連携しての提供） ・自宅の清掃（関係機関と連携してごみ屋敷の解消等） ・金銭管理支援 	市区町村の担当部署（児童福祉、子育て支援関係等）、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等
学習支援が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・児童育成支援拠点事業 ・学校（学校と地域が連携して行う活動も含む）、家庭児童相談室による支援 ・生活困窮世帯やひとり親家庭の子ども向け学習支援 ・進路相談 	自治体の担当部署（福祉関係、子育て支援関係等）、社会福祉協議会、学校等
ヤングケアラーがケアす	<ul style="list-style-type: none"> ・行政等の通訳サービス（ヤングケアラー支援体制強化事業等） 	自治体の担当部署（ヤングケア

<p>る対象者に日本語通訳が必要な場合</p>	<p>・ 翻訳ツールの提供</p>	<p>ラー関係等) 等</p>
<p>ヤングケアラーがケアする対象者に手話通訳が必要な場合</p>	<p>・ 行政等の手話通訳派遣サービス ・ 聴覚障害者向けのコミュニケーションツールの提供</p>	<p>自治体の担当部署 (障害等) 等</p>
<p>人生設計を一緒に考える大人が必要な場合</p>	<p>・ キャリアカウンセリング ・ 児童家庭支援センターへの相談 ・ ヤングケアラー同士のピアサポート ・ 学校の担任への相談</p>	<p>自治体の担当部署 (ヤングケアラー関係)、子ども・若者総合相談センター、都道府県が委託したヤングケアラーの支援団体、児童家庭支援センター、学校等</p>
<p>就労に関する支援が必要な場合</p>	<p>・ 新卒応援ハローワーク等における、ヤングケアラーの大学生等に対する、専門家 (公認心理師等)、学校、自治体の担当部署等とも連携した連携支援チームによる、心理的サポートを含めた一体的・総合的な就職支援 ・ 地域若者サポートステーションにおける、職業的自立に向けた就労支援</p>	<p>新卒応援ハローワーク等、地域若者サポートステーション</p>
<p>※ 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」において作成した「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」を地域で支えるために」 図表 15「ケース別のサービス提供例」を参考に、こども家庭庁支援局虐待防止対策課において作成。 ※ この他、各地域において提供可能なサービスにつなぐなど適切かつ丁寧な対応を行うこと。</p>		

個人情報保護法における第三者提供の際の本人同意の取扱いについて

1. 行政機関等から他の行政機関、民間事業者等に情報提供する場合

- 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）は、行政機関等が個人情報を保有することができる場合について規定するとともに、個人情報を保有するときは利用目的を特定すること等を求めている。（個人情報保護法第 61 条）
- また、個人情報の利用及び提供については、原則として、あらかじめ特定された利用目的以外の目的のための利用及び提供を禁止した上で、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合について規定している。（個人情報保護法第 69 条第 1 項及び第 2 項）

<個人情報保護法第 69 条第 2 項に基づき利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合>

- ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- ② 行政機関等が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき
- ③ 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、提供を受ける者が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき
- ④ ①～③までに記載する場合のほか、専ら統計の作成または学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき

2. 民間事業者から行政機関・民間事業者等に情報提供する場合

- 情報提供の主体が民間事業者である場合には、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。（個人情報保護法第 27 条第 1 項）

<個人情報保護法第 27 条第 1 項に基づき本人同意が不要となる場合>

- ①法令に基づく場合（※）
- ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
（例）栄養状態が悪く衰弱している場合や、重篤な疾患等により急迫した状態にある場合、虐待や DV を受けていると疑われる場合
- ③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(例) 児童虐待のおそれのある家庭情報を、児童相談所、警察、学校、病院等が共有する必要がある場合

- ④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して、事業者が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

※法令に基づく場合の例

- ・児童福祉法第 25 条第 1 項虐待防止法第 6 条第 1 項の児童相談所等への通告義務規定により、市町村等に通告する場合
- ・児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項により、関係機関が要支援児童等と思われる者に関する知り得た情報を市町村に提供する場合
- ・児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 13 条の 4 の規定により、病院、診療所等の関係機関から市町村長等に児童虐待の防止等に係る児童等の関係者に関する資料又は情報の提供を行う場合

福島県版ヤングケアラー支援事例集

令和8年3月

福島県こども未来局児童家庭課

TEL 024-521-8665

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号